

入札参加停止業者一覧表

令和8年2月17日 時点

No.	業者名	入札参加停止期間		入札参加停止理由
1	株式会社トーニチコンサルタント 北関東事務所	4か月間	令和8年1月23日 ~ 令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
2	大日コンサルタント株式会社 東日本支社	4か月間	令和8年1月23日 ~ 令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
3	大日コンサルタント株式会社 埼玉事務所	4か月間	令和8年1月23日 ~ 令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
4	日本交通技術株式会社 埼玉営業所	4か月間	令和8年1月23日 ~ 令和8年5月22日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
5	株式会社クネット	2か月間	令和8年2月4日 ~ 令和8年4月3日	本市発注の「学童保育室指導員派遣業務」(履行期間令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)に係る契約において、契約当初から契約で定める派遣人数を充足することができず、複数回にわたり契約履行を求めたがなおも人員の充足がされなかった。そのため、契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであると判断し、令和7年度末をもって契約解除することとした。このことが、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第1第4号「契約違反」に該当するため。